

Q.落下物の危険性はないのでしょうか

A

国土交通省としては、航空機からの落下物に対する懸念や不安の払拭を図るべく、2018年3月に「落下物対策総合パッケージ※」をとりまとめ、落下物対策を充実・強化いたしました。

特に、世界に類を見ない基準である「落下物防止対策基準」を策定し、機体の改修や整備・点検の実施等ハード・ソフト双方の観点から、本邦航空会社及び日本に乗り入れる外国航空会社に落下物防止対策を義務付けております。また、近年発生した部品欠落事案等を踏まえた改正（2024年1月改正）を行い、充実・強化を図っています。

これに加えて、空港管理者による駐機中の機体チェック等を実施し、落下物の未然防止対策に取り組んでいるところです。

引き続き、「落下物対策総合パッケージ」の不断の見直しと強化を図ると同時に、盛り込まれた対策を関係者とともに着実かつ強力に実施することにより、落下物ゼロを目指して最大限取り組んでまいります。

※有識者や実務者等の関係者が一堂に会した「落下物防止等に係る総合対策推進会議」における2018年3月のとりまとめを受け、落下物対策を充実・強化。

参考URL：<https://www.mlit.go.jp/koku/haneda/report/safety.html>